

入札公告

次のとおり一般競争入札（郵便入札）を公告する。

令和7年 6月 5日

公益財団法人福島県保健衛生協会
会 長 鈴 木 順 造

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 公益財団法人福島県保健衛生協会の企業財産包括保険加入契約
- (2) 仕 様 等 仕様書による。

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 契約を履行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (2) 不正行為等により入札への参加制限を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者。
- (4) 保険業法（平成七年法律一〇五号）に規定する損害保険業免許を受けていること。
- (5) 入札時点において、保険業法に基づく処分期間中でない者であること。
- (6) 損害保険契約者保護機構に加入していること。
- (7) 福島県内に営業拠点を有すること。

3. 入札の手続き等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等
〒960-8073 福島市南中央4丁目21番地2
公益財団法人福島県保健衛生協会総務課 総務・管理係
TEL 024-572-3363（代） FAX 024-572-7707
- (2) 入札関係書類等の配布期間及び配布場所
令和7年6月5日（木）から令和7年6月12日（木）まで
当協会公式ホームページにおいて公開する。
- (3) 入札（開札）の日時等
 - ① 入札（開札）日時 令和7年6月12日（木） 13時30分
 - ② 入札（開札）場所 福島県保健衛生協会 本部 1階
 - ③ 入札書の様式 別紙の様式による

(4) 入札参加確認書の提出

入札に参加を希望する者は事前に、別紙「入札参加確認書」を提出すること。

- ① 宛先 〒960-8073 福島市南中央4丁目21番地2
公益財団法人福島県保健衛生協会 総務課 総務・管理係 行
- ② 到着期限 令和7年6月11日(水) 正午 必着
- ③ 提出方法 郵送(一般書留、簡易書留) または持参
- ④ 注意事項 入札書と併せて提出する場合は本公告4.(1)の(例2)のとおり封入すること。

(5) 入札方法

入札は別紙「入札書」を提出すること。

- ① 入札方法 郵便による入札
- ② 宛先 〒960-8073 福島市南中央4丁目21番地2
公益財団法人福島県保健衛生協会 総務課 総務・管理係 行
- ③ 到着期限 令和7年6月12日(木) 正午 必着
- ④ 提出方法 郵送(一般書留、簡易書留) または持参
- ⑤ 注意事項 本公告4.(1)の(例1)のとおり封入すること。
なお、入札参加確認書と併せて提出する場合は4.(1)の(例2)のとおり封入すること。

(6) 入札書の記載方法等

入札金額は総価とし、消費税抜きの金額を記載すること。

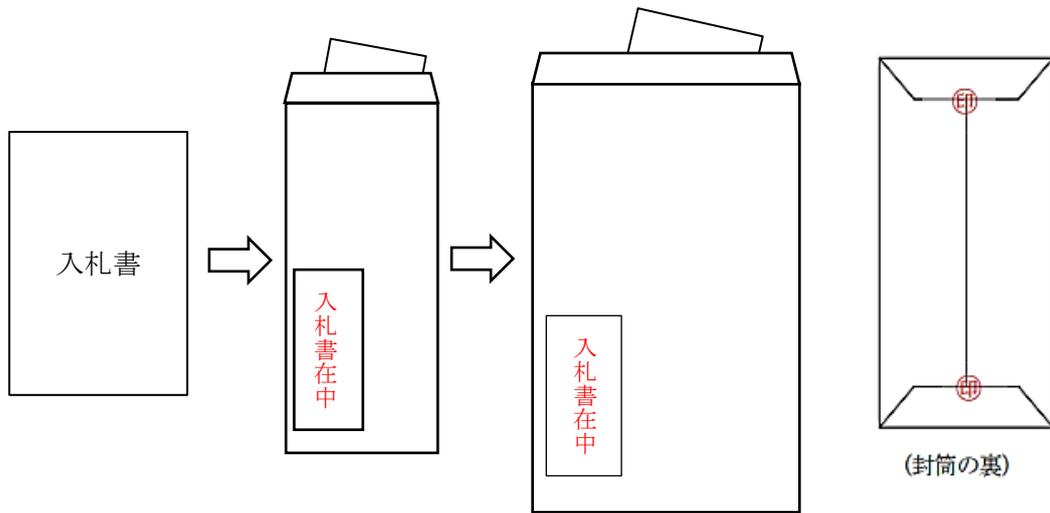
日付は作成日を記入すること。

4. その他

(1) 入札書は封筒に入れ封印し提出すること。

(例1) 入札書のみ提出する場合

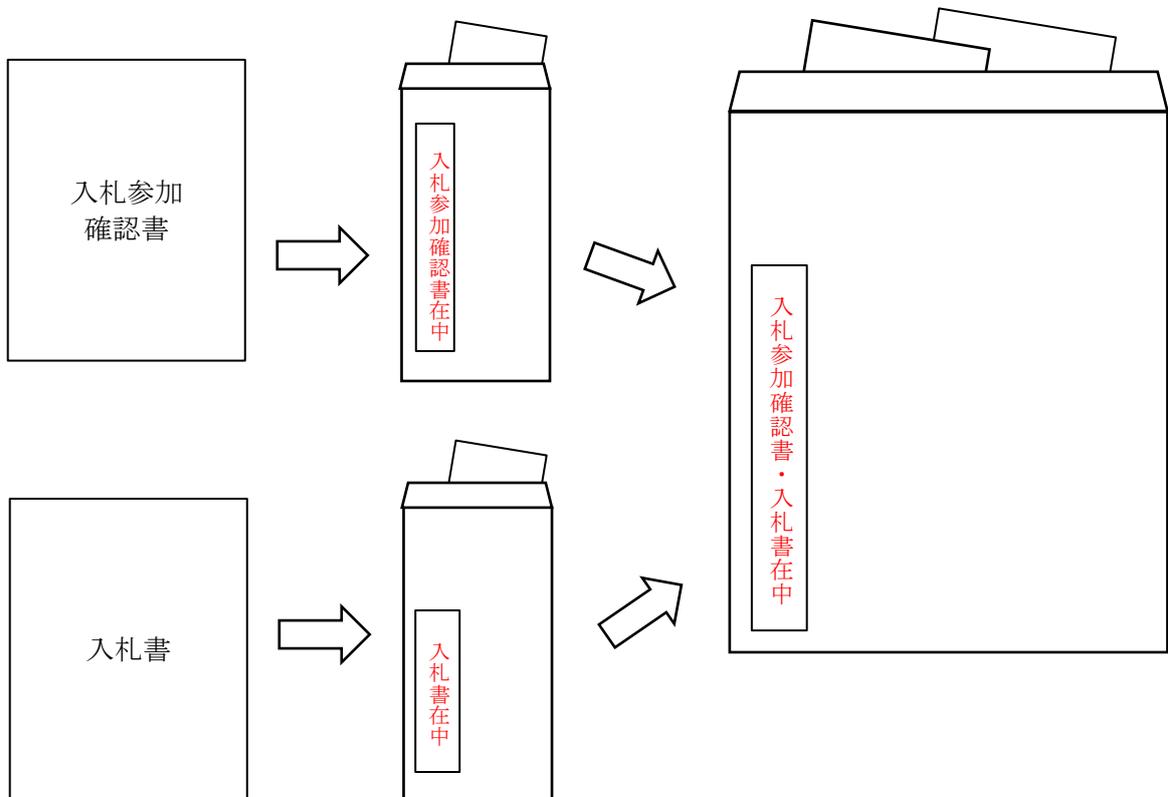
入札書を入れ封印した封筒を更に封筒に入れ、「入札書在中」と朱書すること。
封筒の貼り合わせ箇所に封印すること。(入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。)



入札参加確認書と併せて提出する場合

入札書と入札参加確認書は分けて封入し、更に封筒に入れること。

なお、「入札書在中」等の文字は**朱書**すること。



(2) 郵便に要する費用は、入札参加者負担とする。

(3) 入札書の無効

下記の事項に該当するものは無効とする。

- ① 指定された方法以外の方法で入札書を提出したとき。
- ② ひとつの入札について同一の者が2通以上の入札書を提出したとき。
- ③ 指定された到着期限日時を過ぎてから到着したとき。
- ④ 入札書に必要な事項の記載及び押印がなされていないとき。
- ⑤ 入札書の金額を訂正したとき。
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- ⑦ 虚偽の申請を行ったとき。
- ⑧ 談合、その他明らかに不正行為によってなされたものと認められるとき。
- ⑨ その他指定された条件、事項に違反しているとき。

(4) 落札者の決定方法

- ① 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
- ② 落札となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、あらためて当該入札参加者に出席を求め、くじを引かせ落札者を決定する。ただし、当該入札者が立会人（代表者である場合に限る。）で開札時に立会を行っている場合には、その場でくじを引くこととする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(5) 契約書作成の要否 要 （保険証券の発行をこれに兼ねる）

(6) 質問に関する事項

① 質問の提出方法

仕様書等の記載内容に質問がある場合は、本公告3.(1)に記載した事務担当まで郵送またはFAXで提出すること。

② 質問受付期間

公告した日から令和7年6月6日（金）正午まで。

③ 質問への回答

回答については、令和7年6月9日（月）から当協会ホームページにおいて公開する。なお、事業者名の公開は行わない。